

「リレーションシップバンキングの機能強化計画」の進捗状況について

(平成15年4月～平成17年3月)

平成17年5月17日

関信用金庫では、平成15年4月から同17年3月までの「リレーションシップバンキングの機能強化計画」の進捗状況についてとりまとめましたので、その「要約」を地域の皆さまに公表いたします。

新年度に入り、日本経済が緩やかな回復を続ける中で原油価格が再び高騰、中国との政治摩擦も激化、さらには郵政民営化問題などの難題が山積し先行き不安な状況となっております。

地域経済においても、業種間・企業間格差の拡大や個人消費の低迷、公共投資の減少などにより依然として厳しい状況から脱却できておりません。

こうした状況の中で、当金庫は「リレーションシップバンキングの機能強化計画」の推進を通じて、中小企業金融の再生を図るために全力で取り組んでまいりました。

I. 中小企業金融の再生に向けた取組み

企業支援を図るために、本部内に「経営相談室」を設置し、中小企業診断士資格を有する職員1名を配置、経営不振企業再生に向けて営業店とともに対象先を選定し、ランクアップを目指して取り組みました。そして、職員の「目利き」能力向上のため、業界団体が主催する各種研修講座へ営業店長等を派遣、さらに通信教育の受講や「中小企業診断士資格取得通学講座」への派遣も行いました。その結果、8社のランクアップを図ることができました。

担保・保証に過度に依存しない新しい融資への取組みとしては、「創業支援ローン」と「地域支援ローン」を発売し、相応の実績を挙げております。

産学官との連携については、国民生活金融公庫、中小企業金融公庫、岐阜県産業経済振興センター、関商工会議所等と「創業・新事業支援に関する業務連携・協力に関する覚書」等を締結しましたが、未だ実績には結びついておりません。

ビジネスマッチング情報の提供については、業界団体(全国信用金庫協会)と提携し、取扱を開始するとともに、取引先企業1社ともビジネス紹介に係る契約を締結しました。

ローンレビューは対象先を明確化し、融資実行後の管理を徹底するよう管理要領を改正、信用リスクデータ整備については信金中央金庫のSDBシステムに参加し、情報の提供と蓄積を図っております。

顧客への説明態勢の整備については、与信取引に関する庫内規則を作成し、双方署名方式の基本約定書を採用するとともに、貸付契約書の控えを顧客へ渡すことによりいつでも契約内容を確認できることとしました。

相談苦情処理機能の強化については、顧客の苦情事例を分析し営業店へフィードバック、同種の苦情が発生しないように努めました。

II. 各金融機関の健全性の確保、収益性の向上等に向けた取組み

資産査定において、適切な自己査定と償却・引当を実施するため自己査定手順書を作成、営業店への説明会を実施するとともに、部店長会議において指導を徹底しました。

債務者の信用格付けにつきましては、財務分析の精度向上により債務者区分との整合性を図るとともに、法人先に加えて個人取引先の登録を進めました。また、リスク度に応じた適正金利の確保に努めておりますが、未だ不十分と思えます。

ガバナンスの強化につきましては、半期開示を実施し、一般会員の意見を反映させるため「総代の皆様と語る会」を開催、さらに総代の選考基準を明確化するため「総代選任規定」を改正しました。そして、ディスクロージャー誌において、総代氏名や役割等を掲載し、地域貢献に関する情報開示につきましても、全信協開示例に従い実施しました。

また、信金中央金庫による有価証券ポートフォリオ分析を受け、資金運用の健全化を図りました。

その他、当金庫が取組んだ各事項につきましては、「要約」に詳述いたしましたので、ご高覧下さいますようお願い申し上げます。

以上の通り、当金庫のリレーションシップバンキングの機能強化に向けた取組みは達成項目が多く、ビジネスマッチングや信用リスクデータ整備等において不十分な面もありますが、全体として着実な進展を図ることができたものと評価しております。

今後、さらに地域における顧客からの信頼を得、地域金融の再生を図るために、未達項目の達成に向けて引続き全力で取組む所存であります。

なにとぞ、地域の皆さまのご愛顧をお願い申し上げます。

機能強化計画の進捗状況(要約)【信金版】

(別紙様式3)

- 15年4月から17年3月の全体的な進捗状況
地域の企業支援を図るために、本部内に「経営相談室」を開設、営業店と一体となり経営不振企業の再生に努めました。また、職員の「目利き」能力向上のため中小企業診断士資格取得を奨励、各種研修にも取り組みました。新しい融資への取り組みとしては、「創業支援ローン」「地域支援ローン」を発売し、相応の取扱実績を挙げております。産学官との連携については、国民生活金融公庫、中小企業金融公庫等と「創業・新事業支援に関する業務連携・協力に関する覚書」を締結しました。ビジネスマッチング情報の提供については、業界団体と提携し取扱を開始しました。信用リスクデータ整備については未だ不十分であります。与信取引に係る説明態勢整備については、庫内規則を作成し双方署名方式の基本約定書を採用するとともに、契約書の控えを顧客へ渡しいつでも契約内容を確認できることとしました。相談苦情処理機能の強化については、顧客の苦情事例を分析し営業店へフィードバック、同種の苦情が発生しないように努めました。ガバナンスの強化につきましては、「総代選任規定」を改正し総代の選考基準を明確化しました。そして、ディスクロージャー誌において、総代の氏名や役割等を掲載し、地域貢献に関する情報開示につきましても、全信協開示例に従い実施しました。
- 16年10月から17年3月までの進捗状況
ビジネスマッチングサービスは全信協のシステムに参加し、取扱を開始しました。ガバナンスの強化につきましては、一般会員からの意見を経営に反映するため「総代の皆さまとの懇談会」を実施するとともに半期開示を行いました。信用格付については「情報企画」と提携し個人取引先についてもデータ整備に取り組みました。産業クラスターサポート金融会議にも積極的に参加し、案件紹介を受けましたが、実績には結びついておりません。資産査定については、経営の健全性を図るために厳正な自己査定を実施、適切な引当を行いました。
- 計画の達成状況
この機能強化計画において取組んだ項目については、一部に不十分な面もありますが、大半の項目については当初の計画通り達成できており、全体としては着実な進展を図ることができたものと評価しております。
- 計画の達成状況に対する分析・評価及び今後の課題
この機能強化計画の推進を通じて、一層の地域密着を図ることができるとともに地域金融機関としての存在感を向上させることができました。今後、さらに地域における顧客からの信頼を得、地域金融の再生を図るために、未達項目を継続的に推進し、引き続き全力で取組む所存であります。
- アクションプログラムに基づく個別項目の計画の進捗状況(別紙様式1)

項 目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況		備 考 (計画の詳細)
		15年度	16年度	15年4月～17年3月	16年10月～17年3月	
中小企業金融の再生に向けた取組み						
1. 創業・新事業支援機能等の強化						
(1)業種別担当者の配置等融資審査態勢の強化	<ul style="list-style-type: none"> 融資専担者の能力向上 経営相談室の設置 研修体制の強化 創業、新事業支援融資商品開発 	<ul style="list-style-type: none"> ・部店長会議、融資専担者会議における意識付け ・融資専担者の役割徹底 ・外部研修への参加 ・新型融資商品の開発 	<ul style="list-style-type: none"> ・業種別審査研修会、勉強会の開催 ・創業、新事業支援活動実績を把握、分析し今後の強化方策を検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・部店長会議において、「目利き」を通じた融資審査態勢の強化及び財務知識の向上を図るよう説明指導した。 ・融資専担者会議において、顧客の創業・新事業支援が専担者の重要な業務であることを説明、指導した。 ・「目利き」審査能力向上については、全信協等の各種外部研修に参加した。 ・目利き審査について、H15.10/21～22支店長2名が東海地区協「企業再生(目利き)講座」に参加。H16.1/26～30融資部より1名が全信協「目利き力養成講座」に参加。 ・H15.11/7 「融資実践訓練」の実務への適用についての、融資専担者会議を開催した。 ・H15.12/1 新型融資商品「せきしん創業支援ローン」を発売、取扱を開始した。 ・H16.1/24庫内研修「個人事業所融資渉外研修」に中堅渉外担当者31名が参加した。 ・H16.2/17 「新しい渉外体制～融資専担者の位置付け(創業・新事業支援)」についての説明会を開催した。 ・H16.3.3 信用格付を基準とした、岐阜県信用保証協会との提携融資商品(略称:スマイルQ保証)を発売開始した。 ・H16.6/21 営業店次席者を対象とした目利き勉強会を実施した(テキスト「中小企業支援マニュアル」)。 ・H16.6/23 渉外役席者を対象とした目利き勉強会を実施した(テキスト同上)。 ・H16.4～17.3 各種目利き勉強会を開催するとともに、地区協等の各種研修会へ参加した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・H16.10.6 「金融検査マニュアル別冊」の勉強会を実施した。 ・H16.11.25 一般職員を対象とした、「目利き」勉強会を実施した。 ・H16.12.22 融資役席対象とした、「目利き」勉強会を実施した。 ・H17.1.19 渉外担当者を対象とした、「目利き融資」勉強会を実施した。 ・H17.3.29 信用格付を基準とした、岐阜市信用保証協会との提携融資商品(略称:S S P保証)を発売開始した。 	当金庫は全店舗に融資専担者を配置し、渉外担当者とともに融資推進全般を担当、営業地域全体をカバーしている。また、15年4月、本部内に経営相談室を設置、中小企業診断士資格を有する職員1名を配置し、顧客支援業務の充実強化を図っている。今後、融資専担者の活動に創業・新事業支援を位置付けるとともに、経営相談室とも機動的に連携し、適切な顧客支援に当る。また、研修会・勉強会を随時開催し、業種別目利き審査能力の向上に努める。そして、顧客の創業・新事業支援のための新型融資商品も開発し、発売する。
(2)企業の将来性や技術力を的確に評価できる人材の育成を目的とした研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・自主的取組みについて「その他関連する取組み」にて記載。 					

項目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況		備考(計画の詳細)
		15年度	16年度	15年4月～17年3月	16年10月～17年3月	
(3)産学官とのネットワークの構築・活用や日本政策投資銀行との連携。「産業クラスターサポート会議」への参画	・地域内で案件が発生した場合は、信金中央金庫、東海地区信用金庫協会を介して取組む。	・対象となる案件調査 ・案件がある場合には、積極的に取組む。	・対象となる案件調査 ・案件がある場合には、積極的に取組む。	信金中央金庫主催「日本政策投資銀行との業務協力に関する説明会」へ出席、業務内容への理解を深めるとともに連携を強化、PFI事業等への取組みについて検討した。「東海地区産業クラスターサポート金融会議」においては、ベンチャー企業数社からのプレゼンテーションを受け、当金庫として取組みが可能であるかを検討した。また、同会議において先進金融機関の取組事例についての発表があり、今後当金庫が推進する上での検討材料とした。	16年10月20日「第4回東海地区産業クラスターサポート金融会議」へ出席、ベンチャー企業5社からプレゼンテーションがあり、創業・新事業に関する融資案件の説明を受けるとともに当金庫として取組みが可能であるかを検討した。	平成14年7月、信金中央金庫と日本政策投資銀行は、ともに地域経済の発展に一層の貢献を図る見地から、相互に協力を行う旨の業務協力合意書を締結。また、東海地区信用金庫協会は「東海地区産業クラスターサポート金融会議」に参加しております。今後、当金庫もこれらの組織を通じてPFI等のプロジェクト、ベンチャー事業等に対する情報収集を強化し、積極的に関わって行く方針であります。
(4)ベンチャー企業向け業務に係る、日本政策投資銀行、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫等との情報共有、協調投資等連携強化	・営業店による情報収集の強化 ・情報のパソコンネットワーク化 ・日本政策投資銀行等との連携強化	・ベンチャー事業に係る情報収集 ・案件への積極対応 ・日本政策投資銀行等との連携強化	・左記のとおり	・日本政策投資銀行の業務、融資制度説明会やシンポジウムに出席するとともに、営業地域内のベンチャー企業に係る情報収集に努めた。 ・国民生活金融公庫、中小企業金融公庫、岐阜県産業経済振興センター、関商工会議所等と提携し、「創業・新事業に関する業務連携・協力に関する覚書」等の契約を締結した。また、国民生活金融公庫主催の創業・新事業支援に関する勉強会を開催した。 ・ベンチャー企業向けの新商品を発売した(創業支援ローン)。取扱実績6件10百万円。	・平成16年度下期の創業先に対する融資実績は8件108,600千円であった(うち、創業支援ローン2件4百万円)が、日本政策投資銀行、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫等との連携に係るものの実績はなかった。 ・17年1月に岐阜県産業経済振興センターと業務提携契約を締結した。 ・関商工会議所と提携し、17年4月1日から「せきしん商工会議所提携ローン」の取扱を開始した。	当金庫営業地域内においてベンチャー企業が創業、あるいは事業展開を図る動きがある場合には、信金中央金庫を通じて日本政策投資銀行と連携、同銀行の保有する情報やノウハウを積極的に活用し、育成支援を図る。また、顧客需要に応じて、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫等との連携強化に努める。この連携により、従来はベンチャー企業に対する目利きが不足していたため当金庫独自の取組みが困難であった案件についても、積極的に推進することが可能となる。
(5)中小企業支援センターの活用	・定期的に支援センターを訪問、情報の入手に努める。 ・当金庫顧問税理士、同弁護士との連携強化 ・経営相談室による積極的顧客支援 ・創業者向け新商品の発売	・定期訪問による情報収集 ・支援センターとの情報の相互交流 ・事業相談案件への積極対応 ・創業者向け新商品の発売	・定期訪問による情報収集 ・支援センターとの情報の相互交流 ・事業相談案件への積極対応	・支援センター(中濃地域)を定期的に訪問し、地域中小企業情報の収集に努めた。 ・創業者向け新商品を平成15年12月に発売した。 ・中小企業のシンクタンクとして支援センターを活用するようセンターからアドバイスを受けた。 ・取引先の具体的な問題について相談を行った。 ・中小企業支援センター主催の「事業可能性評価事業説明会」に参加した。 ・融資推進専任者会議にて中小企業支援センターのパンフレットを配布・説明した。 ・中濃地域以外(各務原・岐阜)の支援センターを訪問し、地域外の中小企業の相談状況・内容について聴取した。	・営業店に対して支援センターを積極的に利用するよう啓発した。 ・取引先の具体的な問題について相談を行った。 ・支援センターを通して具体的な融資案件の見込みがある。	当地域の中小企業支援センターは、商工会議所内に設置されている。営業地域内の企業情報や事業支援については、地元商工会議所が最も豊富な知識と経験を有している。当金庫も同会議所とは、歴史的に事業面のみならず人的な関わりも強く、地域中小企業の創業・経営革新を支援するために、中小企業支援センターの積極的活用に取り組む。顧客支援に当たっては、税制面や法務面の問題も予想されるため、当金庫顧問税理士及び同弁護士との連携も強化する。また、創業者向けに担保・保証に頼らない新型融資商品を開発し、発売する。

項 目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況		備 考 (計画の詳細)
		15年度	16年度	15年4月～17年3月	16年10月～17年3月	
2. 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化						
(1) 経営情報やビジネス・マッチング情報を提供する仕組みの整備	<ul style="list-style-type: none"> 取引先中小企業がどのような経営情報を求めているかを調査、提供する。 ビジネス・マッチング情報は、日常業務の中で個別に対応する。また、「せきしん経済クラブ」や全信協のしんきんネットを活用する。 	<ul style="list-style-type: none"> 取引先に対する必要情報の調査 景気動向調査の実施 経済講演会開催(年3回) 「しんきん経営情報」の提供 全信協しんきんネット活用 	左記のとおり	<ul style="list-style-type: none"> 「しんきん経営情報」を毎月提供。 四半期毎の景気動向調査についてのアンケート調査を実施するとともに取引先が求めている経営情報についてアンケート調査を行い、その結果に基づき地域における景気指標を掲載することとした。 せきしん経済クラブ(取引先中小企業を対象とした経営者の会)による経済講演会を平成15年度に3回、16年度に3回行った。 平成15年9月の部店長会議で経営情報やビジネス・マッチング情報の提供、相互交換に対する取組みの徹底を図った。 平成16年3月全信協のしんきんビジネス・マッチングサービスに参加した。 平成16年9月の部店長会議および10月25日の「融資専担者会議」で「しんきんビジネス・マッチングサービス」の運用開始に伴い、同サービス活用による取引先企業の情報収集および情報提供の徹底を図った。 平成16年10月に取引先と個別に「ビジネス・マッチング」契約を締結。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成16年10月「しんきんビジネス・マッチングサービス」の運用を開始した。 平成16年10月25日「融資専担者会議」にて「しんきんビジネス・マッチングサービス」の活用による取引先企業の情報収集および情報提供の徹底を図った。 平成16年10月取引先と個別に「ビジネス・マッチング」契約を締結し、「しんきんビジネス・マッチングサービス」の会員として登録し、情報提供を行った。(講師 野崎靖博) 平成16年11月12日経済クラブ講演会を開催した。(講師 野崎靖博) 平成17年2月18日経済クラブ講演会を開催した。(講師 中西輝政) 	当金庫の提供する経営情報を、取引先中小企業の求めている経営情報と一致させていく。ビジネス・マッチング情報(取引先の紹介・仲介)を提供する仕組みを構築していく。そのために、顧客がどのような経営情報を求めているかを調査、必要とする情報の提供に努める。ビジネス・マッチングについては日常業務の中での個別対応を強化するとともに、「せきしん経済クラブ」を異業種交流の場として位置付け、活動の活性化に努める。信金業界のシステムとして、しんきんネットがあるため、今後は積極的な活用を図る。
(3) 要注意先債権等の健全債権化及び不良債権の新規発生防止のための体制整備強化並びに実績公表	別紙様式3 - 2、3 - 3及び3 - 4参照					
(4) 中小企業支援スキルの向上を目的とした研修の実施	自主的取組みについて「その他関連する取組み」にて記載。			自主的取組みについて「その他関連する取組み」にて記載。		
3. 早期事業再生に向けた積極的取組み						
(6) 中小企業再生支援協議会への協力とその機能の活用	<ul style="list-style-type: none"> 左記協議会の利用が有用である場合には、取引先の合意の下に利用する。 協力を求められた場合には、個別に対応する。 	<ul style="list-style-type: none"> 協議会との交流促進 協議会の再生ノウハウの入手 活用の検討 	左記のとおり	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業再生支援協議会を認知させるため、各店に協議会のパンフレットを配布・説明した。 中小企業再生支援協議会を定期的に訪問した。 中小企業再生支援協議会との交流会に出席した。 融資推進専担者会議にて中小企業再生支援協議会のパンフレットを配布・説明した。 	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業再生支援協議会を定期的に訪問した。 平成16年12月具体的な関与案件が発生し、現在進捗中である。 	<ul style="list-style-type: none"> 経営上の問題点を有している取引先において、当金庫の独自対応より協議会の利用が有益と考えられる場合には、顧客の同意を得たうえで積極的に同協議会の機能を活用し、解決を図る。 営業店に同協議会の役割を周知徹底し、対象顧客の有無を調査する。 同協議会の再生ノウハウを積極的に入手し、当金庫の業務に役立てる。

項目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況		備考(計画の詳細)
		15年度	16年度	15年4月～17年3月	16年10月～17年3月	
(7)企業再生支援に関する人材(ターンアラウンド・スペシャリスト)の育成を目的とした研修の実施	・自主的取組みについて「その他関連する取組み」にて記載。			・自主的取組みについて「その他関連する取組み」にて記載。		
4.新しい中小企業金融への取組みの強化						
(1)ローンレビューの徹底、財務制限条項やスコアリングモデルの活用等。第三者保証の利用のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・融資事後管理の徹底 ・担保や第三者保証に過度に依存しない融資体制の確立 ・研修や勉強会を通じた新しい融資方針の徹底 ・無担保・無保証新型商品の開発、発売 	<ul style="list-style-type: none"> ・部店長会議、融資専担当者会議において、担保・第三者保証に過度に依存しない新しい融資方針を徹底する。キャッシュフローの重視、事後管理の徹底。 ・企業再生支援の無担保・無保証新型融資商品の開発、発売。 ・創業、新事業支援の無担保・無保証新型融資商品の開発、発売。 	<ul style="list-style-type: none"> ・融資先に対する事後モニタリング制度の確立(対象先、頻度は15年度中に検討)。 ・事後モニタリングの検証結果の分析と営業店への還元。与信判断能力の向上を目指す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・部店長会議において、担保・保証に過度に依存しない新しい融資方針を発表し、その指導・徹底を図った。 ・担保・保証に過度に依存しない新型融資商品を発売した。 ・「信用リスク管理要領」を改正し、「第4章ローンレビュー」項目を追加、事後モニタリングの徹底を図るとともに、融資実行後に定期報告を求める対象先と報告頻度を明確化した。 ・担保・保証に過度に依存しない新型融資商品として15.11.4「せきしん地域支援ローン」、15.12.1「せきしん創業支援ローン」を発売、取扱を開始した。 ・16.1.23「信用リスク管理要領」を改正し、「第4章ローンレビュー」項目を追加、事後モニタリングの徹底を図るとともに、融資実行後に定期報告を求める対象先と報告頻度を明確化した。 ・「与信取引に関する顧客への説明態勢に係る規則」を定め、その中において「事業からのキャッシュフローを重視し、担保・保証に過度に依存しない融資の促進」を図るよう徹底した。 ・16.4.1より「与信取引に関する顧客への説明態勢に係る規則」を定め、その中において「事業からのキャッシュフローを重視し、担保・保証に過度に依存しない融資の促進」を図るよう徹底した。 ・「信用リスク管理要領」においてローンレビュー基準を定め、「創業・新事業支援資金については、3年間に亘り事業計画の達成状況を管理報告する」「1案件30百万円以上の設備資金についても決算期後2年間に亘り業況を管理のうえ融資部へ報告する」としており、融資実行後の管理を徹底した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・融資部主催の各種「目利き審査」勉強会(3回実施)において、担保や第三者保証に過度に依存せず、キャッシュフローとローンレビュー(事後モニタリング)に重点を置いた、新しい融資審査態勢の構築を目指す。融資後の一定期間は半期ごとに経営計画と実績とを対比、融資判断の妥当性について検証、今後の与信業務に活かす。新しい融資方針は、各種会議等においてその考え方を徹底する。外部研修には積極参加、内部研修会も随時開催、新しい融資審査能力の向上に努める。担保や第三者保証に頼らない無担保・無保証の新型融資商品を開発、発売する(仮称:企業活性化支援ローン)。 ・財務制限条項やスコアリングモデルの活用については、当金庫の主たる顧客層には馴染まないため、当面は取組まない。 	
(3)証券化等の取組み	・営業店情報収集活動により顧客需要をキャッチし、対応できる場合は積極的に取組む。	・地域内における顧客需要の情報収集に努める。案件が発生したら積極的に対応する。	・左記のとおり	・売掛債権担保融資については、15年4月以降の取扱実績は6件1百万円。その他の取扱実績はなかった。	・証券化の取組推進として、シンジケートローン案件の具体的な検討を行った。 ・H16.10.20「産業クラスターサポート金融会議」に出席した。	当面は、大企業が行うような債権流動化や証券化等に対する当金庫顧客からの需要は見込まれないため、本項目には取組まない。ただし、私募債や売掛債権担保融資などについては、当金庫も過去において取扱った実績があり、今後とも顧客からの需要があった場合には積極的に取組む方針である。
(4)財務諸表の精度が相対的に高い中小企業に対する融資プログラムの整備	・中小企業、地元の顧問税理士、信用金庫とが三位一体となって、中小企業の財務諸表精度を高め、いく態勢整備づくりに向け努力する。	・日本税理士連合会が作成した「中小会社会計基準適用に関するチェック・リスト」を参考に態勢整備を整えるよう努力する	・TKC(税理士・公認会計士の全国ネットワーク組織)のパソコン会計ソフトを導入している企業向け専用の無担保融資制度等が導入できないか検討する。	・日本税理士会連合会が作成した「中小企業会計基準適用に関するチェックリスト」を参考に具体的な活用方法を検討中である。 ・他金融機関の取扱状況等調査。	・TKC中部会の担当者及びTKC提携税理士と、仮称「TKC経営者ローン」の取扱について具体的な協議をおこなった。	財務諸表の精度が一定水準以上と考えられる企業又は企業グループ等に対して、金利等の融資条件の面で、一般の融資よりも有利な融資プログラムの整備を検討する。そのために、順次、財務諸表の精度、態勢整備の向上に努め、無担保・無保証商品の開発にも努める。

項目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況		備考(計画の詳細)
		15年度	16年度	15年4月～17年3月	16年10月～17年3月	
(5)信用リスクデータベースの整備・充実及びその活用	<ul style="list-style-type: none"> 「決算書問題点発見型システム」への登録徹底。 業種別、信用格付け別の倒産確率データの蓄積とデータベース化に向けた努力。 個人取引先への信用格付け実施の努力。 信用格付け別の金利ガイドラインの設定と、その適用に向けての努力。 	<ul style="list-style-type: none"> 信用格付け別金利ガイドラインの設定 業種別倒産確率データの蓄積 「決算書問題点発見型システム」への未登録先のチェック 	<ul style="list-style-type: none"> 業種別倒産確率データの整備 信用格付け別倒産確率データの蓄積 個人取引先に対する信用格付けの試験的実施 	<ul style="list-style-type: none"> 「決算書問題点発見型システム」への登録徹底を図るため、「決算書データ入力進捗状況管理表」を作成し、営業店と融資部の双方において管理するようにした。 業種別、格付け別の信用リスクデータ構築に向け、信金中央金庫に対し財務データを提供した。 個人取引先の信用格付けについては、情報企画のソフトを利用して16年12月末自己査定から運用を開始した。 信用格付け別の金利ガイドライン設定については、「融資期間別基準レート」を作成し徹底を図っているが、未だ不十分な状況である。 16.7.15信金中央金庫による「信用リスクデータベース説明会」に出席した。 16.7.20信金中央金庫による「基準金利に関する説明会」に出席した。 	<ul style="list-style-type: none"> 個人取引先の信用格付けについて、情報企画のソフトを利用して16年12月末自己査定から運用を開始した。 	<ul style="list-style-type: none"> 「決算書問題点発見型システム」の有効活用を図り、個人・法人ともに登録を行い、融資審査能力のレベルアップに努める。貸出金利は、取引先の信用リスク度に応じた設定に努める。そして、業種別・信用格付け別の倒産確率データを蓄積し、適正なポートフォリオの構築に努める。
5.顧客への説明態勢の整備、相談・苦情処理機能の強化						
(1)銀行法等に義務付けられた、貸付契約、保証契約の内容等重要事項に関する債務者への説明態勢の整備	<ul style="list-style-type: none"> 与信取引に関する顧客への説明態勢及び相談苦情処理機能に係る庫内規則の作成 庫内規則に基づいて業務が運営されるための研修その他の体制整備 取引約定書・各種契約書の見直し 経営相談・支援機能の充実強化 苦情等処理機能の充実・強化 	<ul style="list-style-type: none"> 部店長会議等において「事務ガイドライン」の基本的考え方を徹底。 中小企業診断士通学講座へ2名を派遣。 与信取引にかかる庫内規則(案)の作成及び研修体制等について検討。 新しい取引約定書について検討、顧問弁護士による指導・チェック、導入検討。 	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業診断士通学講座へ2名を派遣。 与信取引に係る庫内規則を作成。 双方署名方式の契約書を作成。 研修体制等の整備及び実施。 部店長会議等で与信取引等に係る顧客への説明態勢を徹底。 各種会議、研修等で与信取引に関する顧客への説明態勢及び相談苦情処理機能を強化、徹底。 	<ul style="list-style-type: none"> 15年9月の部店長会議及び各営業店長とのヒアリングにおいて、「顧客への説明態勢の整備、相談・苦情処理機能の強化」についての重要性を繰り返し説明、徹底させた。 他金庫の「与信取引にかかる顧客への説明責任」資料を取り寄せ調査研究。 16.1.10 経済法令研究会主催の「融資契約と説明責任」研修会へ融資部2名参加。 16.1.23「与信取引に関する顧客への説明態勢に係る規則(案)」を理事会にて承認(平成16年4月1日施行)。同時に「リスク管理規定」、「信用リスク管理要領」、「法務リスク管理要領」を改訂。 16.2.2～10融資部・経営相談室及び総合企画部による「与信取引に関する説明態勢」のミーティング開催。 16.2.23上記説明態勢について、本部各部署参加による検討会議開催。双方署名方式の基本契約書を作成。 16.3.22、23、25、29 左記4日間に亘り、「与信取引に関する説明態勢」について、各営業店を臨店し説明会を開催した。 16.3.30理事会にて「与信取引に関する説明態勢規則(案)」承認。16.4.1より施行する。 16.6.22「与信取引に関する顧客への説明態勢」に関する研修会を開催した(営業店次長、融資役員、渉外役員が参加)。 16.7.26説明態勢の徹底を図るため、「与信取引の説明マニュアル」を定め、施行した。 16.4.1 双方署名方式の基本契約書の取扱開始。 16.4.1「与信取引に関する顧客への説明態勢に係る規則」を施行。 16.6.22 次長及び融資役員、渉外役員者を対象に、上記「与信取引に関する顧客への説明態勢」に係る研修会を開催した(参加者40名)。 	<ul style="list-style-type: none"> H16.10.13 説明態勢のさらなる徹底を図るために、融資役員及び渉外役員者を対象として、研修会を再度開催した(説明マニュアル、不備事例等)。 	<ul style="list-style-type: none"> 与信取引に関する顧客への説明態勢及び相談苦情処理機能に係る「事務ガイドライン」が一部改正されたので、当金庫も「リレーションシップバンキングの機能強化」期間内に全面的に対応する方針である。 庫内規則の作成及び研修その他の体制整備。 取引約定書及び各種契約書を、現在の差入方式から、双方所持方式または「写し」の交付方式へ改める。 相談・苦情等処理機能の充実と強化に努める。

項 目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況		備 考 (計画の詳細)
		15年度	16年度	15年4月～17年3月	16年10月～17年3月	
(2)「地域金融円滑化会議」の設置・開催	<ul style="list-style-type: none"> 貸出にかかる苦情については、積極的に取上げる。 「地域金融円滑化会議」で取上げられた事項について、適切な対応を図る。 前記事例を半期ごとに営業店へフィードバック、対応策を徹底する。 	<ul style="list-style-type: none"> 「地域金融円滑化会議」に出席(年4回)。 直近の部店長会議において事例報告、対応策を徹底。 半期ごとに事例集計、営業店へフィードバック、苦情処理機能の強化を図る。 	左記のとおり	<ul style="list-style-type: none"> 「地域金融円滑化会議」に出席し、発表された苦情の受付状況や事例を当金庫の関係部署に報告、また部店長会議の場において事例発表し、適切な対応に努めるよう指示した。 部店長会議および、営業店ヒアリングの場において、「与信取引に関する顧客への説明」の徹底を指示した。 顧客から直接寄せられた苦情である「お客様の声」(苦情等)については、営業店と本部との連携を図り、協議・検討を密にし、適切な対応に努めた。 「お客様の声」(苦情等)について半期ごとに受付状況、パターンを直近の部店長会議にてフィードバックし、対応策を徹底した。 営業店臨店による「与信取引に関する顧客への説明態勢」の説明会を実施。 「与信取引に関する顧客への説明態勢」についての営業店の抱える問題点を明確化し、検討し、説明態勢の徹底を図った。 「お客様の声」(苦情等)について受付状況、パターン、事例を平成16年11月および平成17年1月の部店長会議にてフィードバックし、適切な対応に努めるよう指示した。 平成16年11月「お客様の声」(苦情等)に関する規定を見直し、一部改正した。 平成17年2月「地域金融円滑化会議」に出席し、発表された「貸し渋り・貸し剥がし」に関する苦情の受付状況、事例等を当金庫の関係部署に報告、適切な対応に努めるよう指示した。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成16年11月24日および平成17年1月11日の部店長会議にて「お客様の声」(苦情等)受付状況、パターン、事例を営業店にフィードバックし、対応策を徹底した。 平成17年11月24日「お客様の声」(苦情等)に関する規定を見直し、一部改正した。 平成17年2月23日「地域金融円滑化会議」に出席し、発表された「貸し渋り・貸し剥がし」に関する苦情の受付状況、事例等を当金庫の関係部署に報告、適切な対応に努めるよう指示した。 	<ul style="list-style-type: none"> 「貸し渋り・貸し剥がし」に関する顧客からの苦情、相談、情報に対し適切に対応することを目的として、「地域金融円滑化会議」が開催された。今後、四半期ごとに定期開催される予定であり、当金庫も積極的に参加し、苦情等処理機能の強化に努めたい。 顧客からの苦情等の報告については積極的に対応するよう、部店長会議等で指導を徹底する。 「地域金融円滑化会議」において取上げられた事例については直近の部店長会議において報告、認識を共有化、適切な対応策を検討する。 苦情等にかかる事例は半期ごとに項目別に集計し、営業店へフィードバック、対応策を徹底する。
(3)相談・苦情処理体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> 相談、苦情等を定期的に分析、部店長会議等で報告、顧客サービスの向上を図る。 苦情事例を営業店勉強会のテーマとして取上げ、体制強化を図る。 臨店監査時に実施状況をチェック。 	<ul style="list-style-type: none"> 「お客様の声」を集計、分析。 部店長会議へ報告、徹底。 営業店監査による実施体制の検証。 	左記のとおり	<ul style="list-style-type: none"> 「お客様の声」の集計分析結果を15年度上期及び下期の部店長会議の中で報告徹底を図るとともに、16年度上期には支店勉強会での苦情事例活用の徹底と臨店監査時におけるその実施状況の検証を行いました。 平成16年11月および平成17年1月の部店長会議において、「お客様の声」(苦情等)について受付状況、パターン、事例をフィードバックし、適切な対応に努めるよう指示した。 平成16年11月に担当部署を統一するため「お客様の声」(苦情等)に関する取扱い規定を一部改正した。 平成17年3月に個人情報保護法の関係により、「お客様の声」(苦情等)に関する取扱い規定を一部改正した。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成16年11月24日および平成17年1月11日の部店長会議にて「お客様の声」(苦情等)受付状況、パターン、事例を営業店にフィードバックし、適切な対応に努めるよう指示した。 平成16年11月24日に担当部署を統一するため、「お客様の声」(苦情等)に関する取扱い規定を一部改正した。 平成17年3月28日に個人情報保護法の関係により、「お客様の声」(苦情等)に関する取扱い規定を一部改正した。 	<ul style="list-style-type: none"> お客様から寄せられた苦情等には、誠意をもって対応することを基本とする。苦情等は相談・要望等をお客様との信頼関係向上のための貴重な情報源として捉え、定期的な分析を行い、金融サービス、相互牽制、職員教育等に活かせるような「失敗から学ぶ学習システム」の構築を目指す。そのために、寄せられた苦情等は項目別に分類、集計し、部店長会議や「カイゼン委員会」に報告、適切な対応策の徹底に努める。また、苦情等処理体制が適切に機能しているかを検証するために、定期的に監査部が実施状況の監査を行う。
6. 進捗状況の公表	<ul style="list-style-type: none"> 基本方針、個別項目計画を一覧表にまとめた要約について公表、その後の進捗状況についても半期ごとに公表する方針である。 	<ul style="list-style-type: none"> 8月末までに機能強化計画を作成、提出。 「要約」を11月末までに、15年度上期の進捗状況については12月末までに何れもホームページ上で公表する。 	<ul style="list-style-type: none"> 15年度下期の進捗状況を、5月末までにホームページ上で公表する。 16年度上期の進捗状況を、11月末までにホームページ上で公表する。 	<ul style="list-style-type: none"> 15年8月29日に「リレーションシップバンキングの機能強化計画」を提出した。 平成15年度上期の進捗状況については、15年12月8日に「要約」(別紙様式3)をホームページ上で公表した。 平成15年度全体の進捗状況については、16年6月7日に「要約」(別紙様式3)をホームページ上で公表した。 平成15年度全体の進捗状況について16年5月31日に報告書を提出し、同年6月7日に「要約」(別紙様式3)をホームページ上で公表した。なお、「中小企業金融の再生に向けた取組み」と「健全性、収益性向上に向けた取組み」を、ともに公表した。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成16年度上期の進捗状況については、16年11月8日に「要約」(別紙様式3)をホームページ上で公表した。 	

項目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況		備考(計画の詳細)
		15年度	16年度	15年4月～17年3月	16年10月～17年3月	
各金融機関の健全性の確保、収益性の向上等に向けた取組						
1. 資産査定、信用リスク管理の強化						
(1) 適切な自己査定及び償却・引当の実施	<ul style="list-style-type: none"> 事前準備について部店長会議で徹底 金融庁検査との格差是正に向けた説明会の実施 臨店指導による理解促進の徹底 自己査定手順書の作成 自己査定に関する規定等の見直し整備 	<ul style="list-style-type: none"> 決算書等の必要書類整備 1月、7月に説明会を実施 臨店指導の実施 自己査定手順書の作成 	<ul style="list-style-type: none"> 前年度査定の検証と今後の施策の検討 1月、7月に説明会を実施 臨店指導の実施 自己査定に関する規定等の見直しと整備 	<ul style="list-style-type: none"> 上期、下期にそれぞれ部店長会議で事前準備の徹底を図るとともに説明会や臨店指導も実施したほか、自己査定手順書を作成しました。さらに、16年3月の金融庁検査の指摘事項を受けて、厳格な自己査定と適切な償却・引当を実施するために、自己査定基準及び自己査定Q&Aの改正を行いました。 貸倒引当金の平準化及び実態に即した引当額の算出を目的として「償却・引当基準」の見直しを行い一部改正をしました。 	<ul style="list-style-type: none"> H16.12.24 12月末基準での自己査定事前準備を徹底。 H17.1.7 12月末を仮基準日とした自己査定の説明会を実施。 H17.1.19「償却・引当基準」を改正。 H17.1.26～2.4まで二次査定の臨店指導を実施。 	自己査定を単に資産査定の作業としてだけでなく、信用リスク管理、決算への適切な反映というその重要性の認識の上にて、的確な財務分析を通して取引先の実態把握に努め、より実質的な判断に基づく適切な自己査定および償却・引当の実施を行っていく方針である。
(1) 担保評価方法の合理性、処分実績からみた評価精度に係る厳正な検証	<ul style="list-style-type: none"> 自己査定による破綻懸念先以下の債務者について担保処分実績を調査、データ蓄積する。 全債務者について「不動産担保評価システム」へ移行、毎年評価を見直す。 	<ul style="list-style-type: none"> 破綻懸念先以下の担保処分実績を調査、データ蓄積に向けて努力する。 全債務者について、「不動産担保評価システム」へ移行する。 	<ul style="list-style-type: none"> 破綻懸念先以下の担保処分実績を調査、データ蓄積に向けて努力、担保評価との乖離幅縮小に努める。 「不動産担保評価システム」への未登録先のチェック。 	<ul style="list-style-type: none"> 担保処分実績の調査・蓄積については、15年10月より実施し、当金庫担保評価額と処分実績額の乖離幅を調査、データの継続的蓄積を行っている。 不動産担保設定先の全先「不動産担保評価システム」への移行については、未移行先であった2,047先の全先について15年度中に移行できた。 	<ul style="list-style-type: none"> H16年4月には、担保評価方法のより一層の精度向上を図るため、自己査定「破綻懸念先」以下かつ固定資産評価額を基準に評価している先については、3年毎の固定資産評価証明書を再徴求し、評価替を行う方針とした。 	信用リスク管理徹底に向け、担保評価の問題点を調査し、破綻懸念先以下の担保処分実績のデータを蓄積、厳正な検証に努力する。又、全債務者について、「不動産担保評価システム」への完全移行を実施する。
(1) 金融再生法開示債権の保全状況の開示	<ul style="list-style-type: none"> 平成15年度版ディスクロージャー誌より、15.5.2付全信協開示例に従い、開示する。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成15年度版ディスクロージャー誌にて、開示する。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成16年度版ディスクロージャー誌にて、開示する。 	<ul style="list-style-type: none"> 金融再生法開示債権の保全状況については、平成15年度版ディスクロージャー誌(平成15年8月発行)において、全信協の開示例に従い開示した。また、ホームページ上においても開示した。 平成16年度においても、15年度と同様に開示した(平成16年8月)。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成17年度においても、同様に開示すべく検討している。 	アクションプログラムの発表を受けて、全信協より新たな開示例が示されたので、同様に取組む方針である。「ディスクロージャー誌における金融再生法開示債権の保全状況の開示例等について(平成15年5月2日付全信協発第72号)」
2. 収益管理態勢の整備と収益力の向上						
(2) 信用リスクデータの蓄積、債務者区分と整合的な内部格付制度の構築、金利設定のための内部基準の整備等	<ul style="list-style-type: none"> 職員の審査、財務分析能力向上のため、銀行業務検定試験に合格させる。 適正金利の確保に努める。 現在法人のみの信用格付を個人にも拡げ、データ蓄積に勤める。 	<ul style="list-style-type: none"> 「決算書問題点発見型システム」未登録先チェック 各営業店の適正金利状況確認。 個人信用格付導入に向けたデータ整備 	<ul style="list-style-type: none"> 左記のとおり 	<ul style="list-style-type: none"> 「決算書問題点発見型システム」への未登録先のチェック 個人信用格付制度構築に向け、システム業者及び他金融機関の取組状況を調査。 「決算書問題点発見型システム」への未登録先のチェックについては、「決算書データ入力進捗状況管理表」を作成のうえ、管理するようにした。 15年度銀行業務検定試験の2級に6名合格した。 「融資平均利率店別対比表」については、毎月の部店長会議により各営業店の金利実績を発表、引上げに対する取組み状況を確認している。 格付け別の信用リスクデータについては、信金中央金庫においてシステムを構築中であり、当金庫の財務データを提供した。 格付基準金利の適用については、継続的に取組んでいる。 個人取引先の信用格付について、(株)情報企画のシステムを利用し、16年12月末自己査定において、運用を開始した。 	<ul style="list-style-type: none"> H16.12.6 個人信用格付も含めた、格付説明会及び勉強会を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 信用格付制度については、財務諸表の含み損等の内容をより具体的に調査し格付制度のレベルアップに努める。又、信用格付制度の具体的な活用方法として、債務者には格付ランクを明示する事により財務内容の健全化計画、信用金庫にとってはリスクに見合う金利の獲得を期待するものであり、適正な格付基準金利交渉を継続的に行う。 現状は、法人取引先についてのみ企業信用格付を行っているが、今後、個人取引先についても実施すべく努力する。

項 目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況		備 考 (計画の詳細)
		15年度	16年度	15年4月～17年3月	16年10月～17年3月	
3. ガバナンスの強化						
(2) 半期開示の実施	・今後とも、毎年半期開示を実施する。	・15年度上期分について開示	・16年度上期分について開示	・平成15年11月及び平成16年11月、ディスクロージャー誌およびホームページ上において半期開示を実施した。	・平成16年11月、ディスクロージャー誌およびホームページ上において半期開示を実施した。 〔開示項目〕 自己資本比率 預金・貸出金の状況 金融再生法上の開示債権の状況 有価証券の時価情報 地域貢献活動(全信協ガイドラインに従った開示方式)	〔半期開示項目〕 自己資本比率 預金・貸出金の状況 金融再生法上の開示債権の状況 有価証券の時価情報 トピックス 地域貢献活動
(2) 外部監査の実施対象の拡大等	・本項目については対応済み(中央青山監査法人)。			営業店業務処理全般、仮決算書類、本決算書類、自己査定、現物実査、システムレビュー(共同事務センター)、リスク管理態勢等について、「中央青山監査法人」の外部監査を受けました。	営業店業務処理全般、仮決算書類、自己査定、システムレビュー(共同事務センター)等について外部監査を受けました。	
(2) 総代の選考基準や選考手続きの透明化、会員・組合員の意見を反映させる仕組み等の整備	・選考基準の明確化 ・総代会機能、総代の役割、選考基準等についてディスクロージャー誌に掲載を検討 ・会員の意見反映の仕組みの検討	・総代会機能向上策の検討 ・総代氏名開示等について検討 ・ディスクロージャー誌への掲載項目の検討 ・選考基準の制定	・主な会員に総代会議案説明、意見を聴取 ・ディスクロージャー誌の作成 ・同誌へのアンケートまたはヒアリング実施、意見把握	・平成15年9月19日付で、全信協より「アクションプログラムで要請された総代会機能向上策に関する業界申し合わせ事項等について」(全信協発第299号)が発表された。 ・上記業界申し合わせ事項を踏まえ、総代会の仕組み、総代の役割、総代氏名、総代選考基準や選考方法等ディスクロージャー誌に掲載する項目等全体的に検討し、平成16年3月31日開催の理事会において、総代候補者の選考基準や選任手続きを定めた「総代選任規定」を改正し、同日施行した。 ・平成15年12月11日、12日の2日間にかけて、会員の意見を代表する総代との意見交換会「総代の皆様と語る会」を開催した。 ・第53回通常総代会において、一般会員からの意見を発表した。 ・第53回通常総代会において、一般会員からの意見を発表した。 ・2004年度版ディスクロージャー誌に、総代会制度について(総代会制度とは、総代とその選任方法、総代が選任されるまでの手続、総代の氏名)を掲載した。	・平成16年11月18日、19日の2日間にかけて、会員の意見を代表する総代との意見交換会「総代の皆様と語る会」を開催した。	現状の分析を踏まえ、選考基準の明確化などについて全信協がとりまとめる総代会機能強化向上策をもとに対応することとする。なお、会員の重任制限や意見反映の仕組み等については、現在の総代や会員の意見を踏まえ、今後検討することとする。
(2) 中央機関が充実を図る個別金融機関に対する経営モニタリング機能等の活用方針	・必要ある場合には、早急に「信用金庫経営力強化制度」を活用する。	・「有価証券ポートフォリオ分析」を依頼	・必要ある場合は活用する方針	・15年9月2日、16年10月29日、信金中央金庫市場営業部による「有価証券ポートフォリオ分析」を受け、当金庫の問題点について指摘があった。この指摘事項について、ALM資金会議で対応策を協議した。 ・16年3月に実施された金融庁検査による資金運用面の指摘事項について、信金中央金庫と改善策を協議した。	・16年10月29日、信金中央金庫市場営業部による「有価証券ポートフォリオ分析」を受け、当金庫の問題点について指摘があった(為替リスクを有する仕組債への投資額が多い)。この指摘事項について、ALM資金会議等で対応策を協議した。	平成13年4月、業界の信用力の維持・向上を図るため「信用金庫経営力強化制度」が創設された。この制度は、信金中央金庫が「経営分析制度」「経営相談制度」「資本増強制度」の各方策を通じて、信用金庫を強力にサポートする制度である。当金庫も信用金庫の中央機関である信金中央金庫の指導機能を十分に活用して、一層の健全性確保、収益性の向上を図りたい。

項 目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況		備 考 (計画の詳細)
		15年度	16年度	15年4月～17年3月	16年10月～17年3月	
4. 地域貢献に関する情報開示等						
(1) 地域貢献に関する情報開示	現在の情報開示をさらに充実させるため、全信協の開示例を全面的に取り入れる。開示は、上半期及び通期分について行う。	・ディスクロージャー誌、ホームページによる地域貢献に関する開示の実施(平成14年度分について、従来通り行う) ・平成14年度分について、全信協の開示例を取り入れ開示する。 ・平成15年度上期分について開示する。	・平成15年度分について開示する。 ・平成16年度上期分について開示する。	・15年8月に従来通りの項目により、平成14年度の地域貢献活動についてディスクロージャー誌及びホームページ上で開示した。 ・従来通りの開示項目では十分であるとはいえないため、全信協から示された地域貢献活動の開示例を全面的に取り入れた平成14年度分及び15年度上期分のディスクロージャー誌を15年11月に発行し、ホームページ上においても公表した。 ・16年8月に全信協の開示例に従った地域貢献活動を記載したディスクロージャー誌を発行するとともに、ホームページ上においても公表した。 ・16年11月に全信協の開示例に従った地域貢献活動を記載したディスクロージャー誌を発行するとともに、ホームページ上においても公表した。	・16年11月に全信協の開示例に従った地域貢献活動を記載したディスクロージャー誌を発行するとともに、ホームページ上においても公表した。	全信協から示された開示項目例を踏まえ、その活動状況についての情報開示を充実させることにより、会員や地域住民等による当金庫の経営内容、質に対する評価・理解を容易にし、もって、より質の高いリレーションシップバンキングの展開を目指す。地域貢献に関する情報開示にあたっては、財務情報を多く開示するよりも、当金庫と地域社会との関わり方、地域における存在感、必要性を分かり易く伝達できることを基本とする。伝達媒体は、ディスクロージャー誌及びホームページを利用、開示項目は次の通りとする。 協同組織の特性 預金に関する事項 貸出金に関する事項 取引先支援等(地域とのつながり) その他運用に関する事項 今期決算に関する事項 文化的・社会的貢献に関する事項 地域貢献の体制整備
5. 法令等遵守(コンプライアンス)						
行員による横領事件等、金融機関と顧客等とのリレーションシップに基づく信頼関係を阻害するおそれがある問題の発生防止	当金庫の自主的な取組みについて、「その他関連する取組み」に記載する。			当金庫の自主的な取組みについて、「その他関連する取組み」に記載する。		

4. その他関連する取組み(別紙様式2)

項 目	具体的な取組み	進捗状況	
		15年4月～17年3月	16年10月～17年3月
・中小企業金融の再生に向けた取組み 1. 創業・新事業支援機能等の強化 (2) 企業の将来性や技術力を的確に評価できる人材の育成を目的とした研修の実施 2. 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化 (4) 中小企業の支援スキルの向上を目的とした研修の実施 3. 早期事業再生に向けた積極的取組み (7) 企業再生支援に関する人材(ターンアラウンド・スペシャリスト)の育成を目的とした研修の実施	企業支援能力向上、融資審査能力向上を目的として、「日本マンパワー」主催の「中小企業診断士資格取得通学講座」へ職員を派遣する。今後、取引先企業の事業サイクルに応じた支援を実施して行くためには、人材の育成が不可欠の課題である。そのため、中小企業診断士資格取得者の確保を目標として、定期的に通学講座へ職員を派遣する。派遣職員は、原則として希望者の内から選定する。 全信協を中心とした外部研修講座へ職員を派遣する。 融資審査能力向上を図るための庫内研修を実施する。	・平成15年8月より、中小企業診断士資格取得のため、「日本マンパワー」主催の「中小企業診断士資格取得通学講座」へ合計3名通学させた。また、業界団体等が主催する各種研修講座へ参加するとともに、通信講座も受講した。 ・「実践！中小企業支援マニュアル」(全国信用金庫協会編)を、役席に配布した。 ・業界団体等が主催する目利き講座へ10名、企業再生支援講座へ3名派遣した。	・通信講座「自己査定資産良化講座」(銀行研修社)を次長中心に17名が受講し修了した。 ・通信講座「企業目利き力養成講座」(きんざい)を融資役席・渉外役席を中心に15名が受講し修了した。
・各金融機関の健全性の確保、収益性の向上等に向けた取組み 5. 法令等遵守(コンプライアンス) (1) コンプライアンス態勢について業務改善命令等の監督上の措置を厳正運用	・「コンプライアンスマニュアル」を平成11年11月1日に、「不祥事件の取扱いに関する規定」を平成12年1月1日に制定した。 ・コンプライアンス勉強会の実施、及び「不祥事件の取扱いに関する規定」の厳正運用により、不祥事件を未然に防止するとともに、事件発生時に適切な対応を図る。 ・コンプライアンスについては、活動半期計画書を作成し、最低月間2回の勉強会を実施している。今後においても、同様に実施する予定。	・コンプライアンスについては、コンプライアンスプログラムに基づき、全店において引続き2回以上の勉強会を実施している。また、階層別に定期的に集合研修会を実施し、研修用、勉強会用テキストを配布している。 ・コンプライアンスの統括部署が監査部と総務部の二つ分かれていたものを、総務部に一元化するため、コンプライアンス・マニュアルを一部改正した。(平成16年4月30日) ・コンプライアンスに関する問題の検討の場として、コンプライアンス委員会を設立した。(平成16年4月30日)	・5等級以下の男性職員を対象に、平成16年1月19日を第1回としてコンプライアンス研修会を実施中。(下期は平成16年11月19日・平成17年1月12日・3月17日に開催)テキスト:「役職員による金融不祥事」(経済法令研究会発行) ・女性職員・嘱託職員を対象に、平成16年6月を第1回としてコンプライアンス研修会を実施中。(下期は平成16年9月平成17年1月・3月に開催) ・パート職員を対象に、平成16年6月を第1回としてコンプライアンス研修会を実施中。(下期は平成17年3月に開催) ・勉強会・研修用に「個人情報の取扱いを徹底マスターする」(近代セールス社発行)・「事例で学ぶ個人情報保護法」(全国信用金庫協会発行)を各部店に配布した。

中小企業金融の再生に向けた取組み

2. 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化

(3) 要注意先債権等の健全債権化及び不良債権の新規発生防止のための体制整備強化並びに実績公表

具体的な取組み		平成 15 年度の事業計画において、経営支援体制の取組みを明確化した。計画に基づき、平成 15 年 4 月経営相談室を設置し、中小企業診断士資格を有する専担者を 1 名配置した。
スケジュール	15 年度	営業店と協力して経営改善を必要とする取引先を抽出し、個別企業の財務内容等について精査したなかで、経営改善の可能性のある取引先を 37 先選定し、34 先に対し具体的な支援策を検討・提案する。
	16 年度	平成 15 年度の取組みを継続し、個別企業の財務内容等について精査し、経営改善の可能性のある取引先を一部入替えたうえで、具体的な支援策を検討・提案する。
備考(計画の詳細)		対象先の直近決算期における課題を明確化する。 課題解決のための方策を検討し、事業計画書等を策定する。 試算表等を徴求し進捗状況を確認する。
進 捗 状 況	(1)経営改善支援に関する体制整備の状況(経営改善支援の担当部署を含む) 15年4月～17年3月	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 15 年 4 月経営相談室を設置し、専担者 1 名配置した。 ・全信協を中心とした外部「目利き」研修に職員を派遣した。 ・中小企業診断士資格取得通学講座に職員 3 名を派遣した。 ・支援先の経営改善計画書の策定サポート、事後管理として試算表の徴求による進捗状況管理・計画書の修正を行った。 ・営業店職員の目利き力向上のため勉強会を開催した。
	16年4月～17年3月	<ul style="list-style-type: none"> ・全信協を中心とした外部「目利き」研修に職員を派遣した。 ・中小企業診断士資格取得通学講座に新たに職員 1 名を派遣した。 ・営業店職員の目利き力向上のため勉強会を開催した。
(2)経営改善支援の取組み状況(注) 15年4月～17年3月		<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画において、経営支援体制の取組みを明確化した。 ・経営支援規程を制定した。 ・対象先を抽出し、財務内容等を精査したなかで、改善可能性のある取引先を選定し、具体的な改善策を検討・提案した。 ・支援先の経営改善計画書の策定サポート、事後管理として試算表等の徴求による進捗状況管理・計画書の修正を行った。 ・経営者に経営改善に対する意識付けが出来てきた。 ・経営改善支援取組先 59 先のうちランクアップ実績は、要注意先 5 先、要管理先 2 先、破綻懸念先 1 先となった。 ・経営改善に対する専門知識がないうえ手法が限定的である。 ・支援先に対する事後管理が十分ではなかった。 ・改善計画書通り事業が進まないケースがある。

	16年4月～17年3月	<ul style="list-style-type: none"> ・経営支援規程を制定した。 ・対象先を抽出し、財務内容等を精査したなかで、改善可能性のある取引先を選定し、具体的な改善策を検討・提案した。 ・支援先の経営改善計画書の策定サポート、事後管理として試算表等の徴求による進捗状況管理・計画書の修正を行った。 ・経営改善支援取組先41先のうちランクアップ実績は、要注意先4先、要管理先2先、破綻懸念先1先となった。
--	-------------	---

(関 信用金庫)

(注)下記の項目を含む

- ・経営改善支援について、どのような取組み方針を策定しているか。
- ・同方針に従い、具体的にどのような活動を行ったか。
- ・こうした取組みにより支援先にどのような改善がみられたか。
- ・計画の達成状況、計画の達成状況に対する分析・評価及び今後の課題（借手の中小企業サイドの課題を含む）

経営改善支援の取組み実績

関 信用金庫

【15年4月～17年3月】

(単位:先数)

	期初債務者数	うち			
		経営改善支援取組み先	のうち期末に債務者区分が上昇した先数	のうち期末に債務者区分が変化しなかった先	
正常先	2,192	1		1	
要 注 意 先	うちその他要注意先	489	27	4	19
	うち要管理先	74	6	1	3
破綻懸念先	70	0	0	0	
実質破綻先	35	0	0	0	
破綻先	25	0	0	0	
合 計	2,885	34	5	23	

注) 期初債務者数及び債務者区分は15年4月当初時点で整理

- ・債務者数、経営改善支援取組み先は、取引先企業(個人事業主を含む。)であり、個人ローン、住宅ローンのみの先を含まない。
- ・ には、当期末(17年3月末)の債務者区分が期初(15年4月当初)より上昇した先数を記載。
なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者は には含めるもの の には含めない。
- ・期初(15年4月当初)の債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末(17年3月末)に債務者区分が「うちその他要注意先」に上昇した場合は には含める。
- ・期初(15年4月当初)に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取組み先」に選定した債務者については
(仮に選定時の債務者区分が期初(15年4月当初)の債務者区分と異なっていたとしても)期初(15年4月当初)の債務者区分に従って整理すること。
- ・期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含めない。
- ・ には、期末(17年3月末)の債務者区分が期初(15年4月当初)と変化しなかった先数を記載。
- ・みなし正常先については正常先の債務者数に計上のこと。

経営改善支援の取組み実績

関 信用金庫

【16年度(16年4月～17年3月)】

(単位:先数)

	期初債務者数	うち			
		経営改善支援取組み先 α	α のうち期末に債務者区分が上昇した先数 β	α のうち期末に債務者区分が変化しなかった先数 γ	
正常先	2,147	2		0	
要注意先	うちその他要注意先	484	25	4	16
	うち要管理先	71	12	2	8
破綻懸念先	77	2	1	0	
実質破綻先	39	0	0	0	
破綻先	19	0	0	0	
合計	2,837	41	7	24	

注) ・期初債務者数及び債務者区分は16年4月初時点で整理

- ・債務者数、経営改善支援取組み先は、取引先企業(個人事業主を含む。)であり、個人ローン、住宅ローンのみの先を含まない。
- ・ β には、当期末の債務者区分が期初より上昇した先数を記載。
なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者は α に含めるものの β に含めない。
- ・期初の債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末に債務者区分が「うちその他要注意先」に上昇した場合は β に含める。
- ・期初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取組み先」に選定した債務者については(仮に選定時の債務者区分が期初の債務者区分と異なっていたとしても)期初の債務者区分に従って整理すること。
- ・期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含めない。
- ・ γ には、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先数を記載。
- ・みなし正常先については正常先の債務者数に計上のこと。